

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (質の高い看護職員育成支援事業)実施要領

(趣旨)

第1条 県は、在宅医療等を支える看護職員の資質向上を目的として、特定行為研修又は認定看護師教育課程を行う教育機関(以下「教育機関」という。)で修学する者(以下「修学者」という。)を支援する病院等に対し、修学の支援に要する経費を助成するものとし、その交付及び実施については、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、第1条に掲げる趣旨をもって質の高い看護職員育成支援事業を行う次に掲げる施設の開設者または管理者とする。

- (1) 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)
- (2) 診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。)
- (3) 指定訪問看護事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護、同法第8条第15項(第1号に係る部分に限る。)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護)をいう。)を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助対象者が次の号に掲げる研修を受講する修学者に対し、修学に要する経費を負担することをいい、その負担方法は、修学者への助成、若しくは一定期間の就業義務等を条件に返還を免除する貸付、または教育機関への直接支払いのいずれかによることとする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第4号に規定する特定行為研修
- (2) 公益社団法人日本看護協会及び一般社団法人日本精神科看護協会が認定する認定看護師の資格取得を目的とした教育課程であって、別表第1の第2欄に定める分野に係るもの

(補助対象経費及び補助額)

第4条 別表第2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、当該年度4月1日以降に生じた対象経費は、交付決定前であっても補助対象経費とする。

また、当該年度の前年度に教育機関がその対象経費の支払いを求めている場合に限り、そのことが分かる書類の写しの提出をもって当該年度の前年度に支出した対象経費も補助対象として認めるものとし、研修期間が複数年に及ぶ場合は、教育機関の正規の修業年限の修業に係る経費を補助対象とする。

(交付の申請)

第5条 実施要綱第3条に規定する交付申請書の提出時期は、別途通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 長崎県補助金等交付規則(以下「規則」という。)第6条第1項の規定による条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、次のア、イ又はウに該当する場合は、交付を受けた補助金を全額返還しなければならない。

ア 修学者が、補助金の交付決定を受けた年度の末日までに、第3条に規定する研修を修了しなかった場合

イ 修学者が、第3条第2号に規定する研修を修了した日から1年以内に、認定看護師の資格を

取得できなかった場合

ウ 研修を修了した修学者（以下「修了者」という。）が、特定行為研修の修了認定を受けた日の属する年度の翌々年度 3 月末日又は認定看護師の資格を取得した日の属する年度の翌年度（ただし、令和 5 年度補助対象の感染管理修了者については、認定看護師の資格を取得した日の属する年度を含め翌々年度）3 月末日までに離職した場合（病気、死亡その他真にやむを得ないと認められる場合を除く。）

- （ 2 ）補助対象者は、修了者の認定結果について、別紙様式 1 により、その結果を知り得た日から起算して 15 日以内に知事に報告しなければならない。
- （ 3 ）補助対象者は、修了者に対して、県、看護職員等で構成される団体又は他の医療機関等から講師や技術指導者等としての派遣依頼があった場合は、在宅医療等の推進のため当該職員を派遣するよう努めなければならない。
- （ 4 ）補助対象者は、修了者が特定行為研修の修了認定を受けた日の属する年度の翌年度から 2 年間又は認定看護師の資格を取得した日の属する年度を含む 2 年間（ただし、令和 5 年度補助対象の感染管理修了者については、認定看護師の資格を取得した日の属する年度を含む 3 年間）の在職状況及び活動内容について、別紙様式 2 により、翌年度 4 月 10 日までに知事に報告しなければならない。

（状況報告等）

第 7 条 規則第 11 条第 1 項及び長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（以下、交付要綱という。）第 5 条に規定する補助事業等の遂行の状況については、この補助金に関しては必要の都度指示するものとする。

（実績報告等）

第 8 条 実施要綱第 5 条第 9 号に規定する様式第 4 号に添付する書類は、別紙様式 4 によるものとする。
また、実施要綱第 5 条第 9 号の報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない場合であっても、当該年度の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合にはすみやかに報告書を提出することとし、特別な場合により補助対象年度の翌年 8 月末日までに報告書を提出できない場合には、その旨及びその理由等を別紙様式 5 により提出すること。

（補助金の交付）

第 9 条 規則第 16 条及び交付要綱第 7 条に規定する交付請求書に添付すべき書類については不要とする。

（交付手続の特例）

第 10 条 規則第 21 条及び交付要綱第 9 条に規定する交付請求書の提出の省略については、この補助金に関しては行わないものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年度予算に係る補助金から適用する。

この要領は、平成 30 年度予算に係る補助金から適用する。

この要領は、平成 31 年度予算に係る補助金から適用する。

この要領は、令和 2 年度予算に係る補助金から適用する。

この要領は、令和 3 年 8 月 24 日から適用する。

この要領は、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

この要領は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条第 2 号関係）

1 補助事業者	2 分野
病院	1 .日本看護協会が認定する A 課程認定看護師教育については下記分野に限る。 皮膚・排泄ケア 緩和ケア がん化学療法看護 がん性疼痛看護 訪問看護 糖尿病看護 透析看護 乳がん看護 摂食・嚥下障害看護 認知症看護 脳卒中リハビリテーション看護 がん放射線療法看護 慢性呼吸器疾患看護 慢性心不全看護 感染管理 2 .日本看護協会が認定する B 課程認定看護教育
診療所 指定訪問看護事業を行う事業所	1 .日本看護協会が認定する A 課程認定看護師教育については、不妊症看護、新生児集中ケア、手術看護、の 3 分野を除く 18 分野 2 .日本看護協会が認定する B 課程認定看護教育 3 .日本精神科看護協会が認定する精神科認定看護師

別表第 2（第 4 条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
修学者一人あたり 750 千円	修学者に助成する学費（入学金、授業料、実習費）	2 分の 1

第 年 月 日 号

長崎県知事 様

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
代表者名

年度長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成事業）
にかかる修学者の認定結果報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成事業）実施要領第 6 条第 2 号の規定により、関係書類を添えて報告します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

発行担当者 （連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
代表者名

年度長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成事業）
にかかる修了者の在職状況及び活動内容報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成事業）実施要領第 6 条第 4 号の規定により、関係書類を添えて報告します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

発行担当者 （連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

第 年 月 日 号

長崎県知事 様

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
代表者名

年度長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成事業）
にかかる遂行状況報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成事業）実施要領第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

発行担当者 （連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

別紙様式 4

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成支援事業）

5 補助金確定額

円

6 仕入控除税額の概要

返納がある場合

（１）補助金の使途の内訳

		課税の区分				
		課税仕入使用分			非課税仕入使用分	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 区 分						
	合計					

（２）課税売上割合

（３）仕入控除税額

返納がない場合

・理由

注．添付書類

・確定申告書の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し）

第 年 月 日 号

長崎県知事

様

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
代表者名

年度長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成支援事業）に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

このことについて、下記の事業に係る仕入控除税額報告書の提出が遅れることを報告します。

記

（１）補助年度

年度

（２）補助事業名

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（質の高い看護職員育成支援事業）

（３）施設名

（４）提出が遅れる理由

（５）提出の予定時期

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

発行担当者 （連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）